

財團  
協調會福岡出張所

し其の代金として一ヶ月八拾圓毎月未の支拂とし六ヶ年を以て皆済とすること。(七月二日契約をなす)

3

財團  
協調會福岡出張所

報告第二五〇號

昭和自動車株式會社労働争議

發生 昭和九年六月二十八日  
解決 同 七月十一日